

令和2年度

第1回 太宰府市税制審議会

議事録

令和2年8月6日（木）

太宰府市 市民生活部 税務課

令和2年度第1回 太宰府市税制審議会

日 時 令和2年8月6日（木）午前10時00分～午前12時10分

場 所 太宰府市役所 4階 大会議室

出席委員（14名）

欠席委員（なし）

出席職員（15名）

市長

市民生活部長、総務部長、総務部理事、
経営企画課長、税務課長、企画政策係長、
財政係長、歴史と文化の環境税推進係長、
市民税係長、固定資産税係長、ほか4名

(進行：市民生活部長)

1. 委嘱状交付

資料1の順に各委員に対し、市長の持ち回りにより、委嘱状を交付。

2. 市長あいさつ

市長によるあいさつ

3. 委員、事務局紹介

各委員、出席職員による自己紹介。

4. 太宰府市税制審議会規則説明

資料2太宰府市税制審議会規則を用い、税務課長が説明。

5. 会長、副会長選出

市民生活部長 会長及び副会長の選出でございます。太宰府市税制審議会規則第5条の規定に基づき、会長及び副会長につきましては「委員の互選により定める」とされております。

委員の皆様の中で、どなたか会長及び副会長を立候補または推薦される方はいらっしゃいませんでしょうか。

特にならなければ、事務局から案を提示させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(委員より「異議なし」の声)

市民生活部長 それでは事務局といたしましては前回に引き続きまして会長をA委員に、副会長をB委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(委員より「異議なし」の声)

市民生活部長 よろしければ皆様の拍手でご承認をお願いいたします。

(委員全員より拍手あり)

市民生活部長 それでは会長をA委員に、副会長をB委員にお願いいたします。会長及び副会長につきましては、それぞれの席の方へ移動をお願いいたします。

6. 会長、副会長あいさつ

会長、副会長によるあいさつ。

7. 諮問

市長から会長へ、歴史と文化の環境税について諮問。(諮問書)
税務課長より諮問内容の説明。

(進行：会長)

8. 資料説明

会長 それでは議事進行を務めさせていただきます。さっそく議事に入ります。次第にあります8番、資料説明について事務局から説明をしていただきます。

税務課長 資料3「太宰府市歴史と文化の環境税条例」、資料4「歴史と文化の環境税」、資料5「添付資料」について説明。

会長 ありがとうございます。このあと経営企画課長からの説明になりますが、ここで10分間、休憩に入りたいと思います。休憩のあと、事務局からの説明を受けたいと思います。よろしく願いいたします。

——— 休憩 午前11時03分～午前11時12分 ———

会長 再開をいたしたいと思います。では、次に経営企画課長のほうから、説明をお願いします。

経営企画課長 資料6「平成30年度決算の概要について」説明。

会長 ありがとうございます。それでは続いて。

税務課長 資料7「歴史と文化の環境税に関する意識調査報告書」について説明。

会長 これに関しての皆さまからのご意見、あるいはご感想を受けたいと思います。よろしく願いします。挙手をお願いいたします。

C委員 いろいろと調査をされて、いろいろなデータを取られて、大変ご苦労だったと思います。ただ、今年になってコロナ禍ということで、今説明のあった渋滞の問題にしろ、それからインバウンドの問題、国内の観光客の問題もそうですけど、そういうところの環境は激変したということで、せっかく調査されて良いデータだとは思いますが、コロナについては、それぞれについて分析していく必要があるのかなという気がします。

会長 コロナは現在進行形中ですが、事務局から今の段階で、こういう指摘ができるというものはございますか。

税務課長 私のほうから説明させていただきます。コロナにつきましても、委員さんがおっしゃるような先が見えない状況でございまして、特に太宰府市に関しましては観光客の数によりまして、この歴文税の額が決まってくるかと思っております。今の時点では、減の予想は出していますが、これは全く見えない状況でございまして、ある程度落ち着けば観光客の増は見込めるかと思っておりますけども、現時点では、今年度あるいは来年度におきましても、大幅な減収を考えなければならないとコロナに関しては思っています。

会長 コロナにかかわる、例えば駐車場のお客の減少とか様々な点は、今後、随時変わってくるでしょうから、今日の段階ではこのままにしておいて、後日深めていきたいと思っております。他にいかがでしょうか。

D委員 資料7の6ページに廃止すべきうんぬんとか、いろいろ書いてありますが、私が一番気にしているのは、市民は使いみちの効果が見えづらいと、ここに書いてありますよね。それで市民もですが、駐車場事業者の立場からいうと、日ごろ私も町内を歩

いていて、ここに歴文税が使われているのだなというのは私だから見るのであって、大部分の方は、そんなのが全然意識にないわけですよ。もう少しその辺は、駐車場事業者に対して、あなたたちのご協力のおかげでこういうことが実施されているのですよ、ということをPRするようなことを考えていただきたいと思うのです。

これから先の話は、運営協議会の話ですから運営協議会会長にお願いしなければならないのですが、たまたま今月の太宰府市の広報を見たときに、小中学生に図書券の1,000円を配付したと。これは良いアイデアだなと。ただ単発的なことになるでしょうから、ちょっと趣旨は違いますが何らかの形で予算の流用をして、毎年が無理なら2年に一度とか、3年に一度とか子供に図書券を配ってあげれば、親としては自分に直結するメリットを感じられれば、駐車場事業者に対しての気持ちとか、駐車場事業者自体もそういうものを感じるのではないかなと思います。

会長 これについて、事務局から意見はございますか。

経営企画課長 ご指摘いただきました図書券に関しましては、コロナ対策で国の地方創生臨時交付金というものがございまして、コロナ対策で配付したものでございます。今回はコロナ対策で配付しておりますが、今後、歴文税を利用するかというのは運営協議会で委員の皆さまと検討させていただいて、考えてまいりたいと思います。

D委員 補足ですが、太宰府天満宮さんは旧筑紫郡の小学校、中学校に毎年各1校ずつ奨学金を提供なさっているのです。あまり知られていませんが。昔は太宰府でも中学校が1つ、小学校が2つぐらいでしたけども、今、4中7小ですか。旧筑紫郡というのは人口増加が多いから、非常に大きな数になっていきますけど、本日ただいま確認していませんけども、太宰府天満宮さんは毎年そういうことで負担なさっていると聞いております。

だから、せっかくこういったお金を何らかの形で活用するには、この協議会としても、そういう費用を一部でも分担できればと考えています。

会長 これは審議会で検討しないといけない内容ですか。

副会長 いいえ、違います。

D委員 これは運営協議会に対してのお願いです。

副会長 今のお話は私も運営協議会の委員をしていますので分かりますが、この税につきましては、太宰府市外の方が駐車場を利用することで発生する税ですよ。ということは、税を払った人にお返しをしなくちゃいけないのに、太宰府市の小学生にお返しをするというのは筋違いだと思います。このことについては、後日、今運営協議会もあっていますので、話があると思いますが。そういう支出に関しては別のものから、市の予算から出すべきであって、この税から出すものとはちょっと趣旨が違っていると私は思います。

D委員 流用で、別の項目で市に還元して市はそれとして出すということでしょう。

副会長 なので、運営協議会でまた同じ意見が出るので、市のほうでもう少し考えて。良いことだということは私もよく分かっています。子供たちにステイホームでその間たくさん本を読んでいただいて、勉強していただく、知識を広めることはとても良いことだと分かっていますが、それはそれとしてまた考えていただければと思います。

会長 ほかにご意見ございませんでしょうか。

E 委員 ちょっといいですか。運営協議会の質的な問題、どのようなものを考えるかということが1つございますよね。もう1つはですね、やっぱりお金なのでですね。その際に太宰府市の決算を含めた全容が、今日、報告があったわけですね。そういうことを踏まえて、ちょっとだけ私は逆にありがたいなと思ったのですが、お手元の資料の6を見ていただいてよろしいですか。

決算の概要ですね。この市税の決算をみたときに、平成30年度も29年度もそうですが、歴史と文化の環境税の割合は1%なのです。数年前は対外的には0.8%であるわけですね。何を言いたいかというと、何でもかんでもお金が潤沢にあればいいんです。限られた中に歴史と文化の環境税はどのような形で運用するかを考えなくちゃいけないのです。まず、これを忘れてはいけません。さっきからコロナからの動きというのは市税から出されたのですよねとか。当然そういうことを含めて我々は議論するわけです。そうしたときに、例えばこの1%というのを知っていただきたい。これ、大事な観点でございますから。そうすると法定外普通税といえども、目的税的なものなのであれば、どのように運用するかということで、先ほどから3つくらいの枠組みでバランスをとってきたわけですね。それを踏まえたときに今後また考えなくちゃいけないことはあるのですが、例えば今の例ですと、4ページの1%、それと資料をいただいて思ったことですが、11ページを見てください。基金積立金の状況、これを見てください。私はこれについては疎いものですから、ただ感じるだけで間違っていたらお許しください。入ってきた経常的な収入支出に対して、それにどのように運用するか義務的なものに対して、一般的にランニングコストといったほうが分かりやすいかもしれませんが、これに将来を含めたものに対して、どの程度使うかということで収入支出の中でいろいろと配当してきたわけです。そういう中で、ああ今50億円なのだなと。そうしたら、この50億円がおそらく今回のコロナとかを踏まえたときに、かなり減っていくだろうと。こういうことを思ったわけですね。その中に、歴史と文化の環境税は1億円程度、これまで運営協議会では、できれば1年ないし2年くらいのプール金をもっておくような運用を考えないといけないと、こういう大きな骨格を考えながらやってきたわけです。そういうことを踏まえたときに当然、先ほどからの議論もわずか1%ですが、金の使い道ということでは一応考えてきた。当然これを踏まえつつ、太宰府市の議会あたりも勘案していただいているものと思っております。

そういうことから考えていくと、過去はいいとしても今後、この状況を踏まえたときに、この環境税の役割をどう考えるのか、これが今回の議論の焦点になるかと思えます。それを踏まえた上でやらないといけないと思えます。

それともう一点、事務局に質問があるのですが、経常収支の比率とかそういうものがありますよね。例えば10ページ、太宰府市と福岡県平均と類似団体というのがありますが、類似団体ってどこですか。これが分かればよろしく願います。

経営企画課長 類似団体と申しますのは、太宰府市と人口規模などがほぼ同じような全国の市ですね。規模等を含めたところで同じような規模の市町村の状況、太宰府市と同じような人口規模等の市町村を類似団体と呼んでいます。ですから福岡市とか北九州市とか大きなところは除きまして、人口規模でいいますと6万、7万人前後といった

市町村ということでございます。

E委員 ありがとうございます。もうちょっとよろしいでしょうか。お金を使うときに考えるときに、いろいろなデータを踏まえないといけないと常日頃から思っているものですから。

例えば4ページ、市税の決算がありますよね。個人市民税から歴史と文化の環境税までのところが100とすれば、例えば人に対する税金というのは個人住民税と法人住民税とありますよね。これは所得、消費、貯蓄という大きな税に対する指標ですよ。例えば、人がいないと税収が増えないとかいう問題がありますよね。やはり、これを考えないといけないわけですが、個人市民税と法人市民税は約半分ですよ。そして、当然固定資産税は、財産税ですから物税になりますよね。当然これは、人がいないと、建物がなかったら税はかからないということになりますよね。それ以外のところというのは流通税ですよ、消費税関係ですね分類すると。こういうものも考えたときに、今後どのような形になるのだろうか。たかだか1%の歴史と文化の環境税の運用においてもこういうことも考えるのですねと。こういうことは知っておいてもらいたい。よろしいでしょうか、以上です。

会長 ありがとうございます。ほかの観点からのご意見はいかがでしょうか。今日は取っかかりですから、市民アンケートについての、こういう観点からのものはなかったのかというのはございませんでしょうか。

F委員 駐車場経営者の声ということで、ここにありますが、駐車場については、太宰府小校区でも大半が大きな道路の脇というか、そういうところに駐車場はあるのですよね。ところが、一番天満宮に近い、我々の馬場というところなのですけども、ここは住宅街なのです。その空き地というか住んでいない、家を壊したような形とか、空いているところに住宅の中に駐車場が何軒かあるのです。最初は住宅だったのですけど、あとから駐車場ができています。それで、生活道路に駐車待ちをして、住民とトラブルが結構あっているのです。できたら、そういうところを見ながら駐車場の待ちの抑制を検討していただきたいなと思っております。

会長 おっしゃったのは、ごくごく小さな駐車場、例えば5台以下の。

F委員 いえ、けっこう大きいですよ。10台以上止められるところもあれば、それ以上、20台、30台止められるところもありますよ。それで土曜日曜日になると、住宅に住んでいる人たちとのトラブルがあります。駐車待ちしていて、「すいませんけど空けてください」と言っても、「なんでや」というような。我々は地元ですから、できるだけ駐車場の経営に影響がないように、あるいは観光に影響がないようにしないといけないのですけど、住宅の住民にとっては1番困っている状況です。

会長 これは要するに駐車場事業者、アンケートに関わっていらっしやらない、非事業者といますか、そういうところですか。

F委員 そういうことではないと思いますけど。これは駐車場のアンケートをとられるときにピックアップしてあると思いますのでね。

副会長 すみません。税務課は捕捉していますよね、これ。営業期間が11日以上あって、かつ6台以上停まる場所に関しては課税事業者ですから。その都度、ずっと市を巡回しながら、そういったところを捕捉していると思うのですが、捕捉されていますか。

税務課長 はい。6台以上ですね。

副会長 今、F委員がおっしゃったようなところに関して、ちゃんと捕捉されているのですか。

税務課長 すべてではございません。

副会長 F委員に確認されて、そういう形で。そこから行政指導をスタートしていけばいいかな、という気がいたしますので。

F委員 私は別の団体の会議に行ったことがあるのですが、我々地元の代表の何人かにそういう腕章を作ってもらえれば、我々は回りますと。地域と兼ね合っていないといけないですからね。我々は観光に関係ない一般市民ですけれども、それをダメだというわけにもいきませんし、我々はどっちかという協力して、税収を上げてもらわないかと、そこら辺は考えていますから。逆にトラブルがないように、しかも、もともと住宅の中に駐車場ができてきているので。逆ならいいですけど。駐車場があって住宅ができたなら、みんな理解できると思いますけど。逆の立場だったら。そこら辺を考えていただきたいと思うのですが。

会長 時間が12時を過ぎましたので、今日の段階では、ご意見はそのまま預らせてください。質問の時間はこれで閉じさせていただきたいと思います。

このほか、事務局のほうから説明はございますか。

税務課長 事務連絡がございます。

(事務局より事務連絡)

会長 それでは、本日の審議会はこれをもちまして、終わらせていただきます。

——— 終了 午前12時10分 ———